

平野区マスコットキャラクター使用取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、親しみのある区役所作りのイメージキャラクターとして定めた平野区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「マスコット」とは、平野区が定めたデザイン（別図）で、そのキャラクターの愛称は、「ひらちゃん」とする。

(使用承認の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ平野区マスコットキャラクター使用承認申請書を区長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 平野区及び大阪市の行政機関、官公署が使用する場合。
- (2) 平野区及び大阪市が主催する事業に協賛する団体が使用する場合。
- (3) その他、区長が区の広報啓発、報道において公益性があると認めたとき。

(使用承認)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 営業活動や収益事業の目的のために利用されるとき、特定の商品や物品等の販売、頒布、特定のサービスの利用促進を図るために利用されるおそれがあるとき
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 区及びマスコットのイメージをおとしめるおそれがあるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマスコットの利用を不適切と認めるとき

2 区長は、前条の規定による申請に基づき使用承認した場合、平野区マスコットキャラクター使用承認通知書により申請者に通知し、不適切と判断した場合、使用承認の不可についてその理由を明記した書面により申請者に通知する。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) マスコットのイメージを損なう使用をしないこと
- (2) 許可された用途のみに使用すること

(使用料)

第6条 使用料については、無償とする。

(使用状況の報告)

第7条 マスコットを使用した者は、使用したことがわかるもの（ポスター、ちらし、使用状況の写真等）を区長に提出すること。

(使用承認の取り消し)

第8条 区長は、マスコットの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用取り消しの理由を明記した書面により通知する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

【 別 図 】

平野区マスコットキャラクター 「ひらちゃん」

